

福島市ラジコン草刈機貸出要綱

（趣 旨）

第1条 福島市管理地の維持管理に必要な除草活動について、作業者の安全確保や負担軽減を目的に、市が保有するラジコン草刈機（以下、「草刈機」という。）の貸出しに必要な事項を定めるものとする。

（対象活動及び団体）

第2条 草刈機の貸出しの対象とする活動は、福島市が管理する道路（法定外道路含む）や公園等の除草活動とし、対象団体（以下、「借受団体」という。）は次の各号による。

- （1）町内会
- （2）除草活動を行うボランティア団体
- （3）その他、市長が認めるもの

（貸出条件）

第3条 草刈機の貸出しの条件は、次の各号による。

- （1）貸出期間は一日単位とし、連続利用は最大4日までとする。
- （2）借受団体は市が指定する場所で草刈機を受け取り、自ら運搬し使用するものとする。
- （3）借受団体での活動に限り、営利目的での使用や又貸しをしてはならない。
- （4）借受団体の作業責任者は、草刈機使用前に操作方法等の説明を受け、使用者は作業の安全に努めなければならない。
- （5）借受団体の過失または故意による機械の亡失や破損、第三者に及ぼした損害は、自らの責任で補填もしくは修繕し、解決しなければならない。

（借受団体登録申請）

第4条 草刈機の借受けを希望する団体は、事前に「ラジコン草刈機借受団体登録申請書（様式第1号）」を市長に提出するものとする。

（借受団体登録決定及び通知）

第5条 市長は前条の規定に基づき提出された申請書の内容を審査し、借受団体登録を決定したときは、「ラジコン草刈機借受団体登録通知書（様式第2号）」により申請者に通知するものとする。

（借受団体登録期間）

第6条 借受団体の登録期間は、登録年度末までとし、引き続き草刈機の貸出しを希望する場合は、改めて登録申請するものとする。

（作業日誌の提出）

第7条 借受団体は、除草作業実施後は「除草作業日誌（様式第3号）」を記入し、草刈機の返還時に市へ提出するものとする。

（経費の負担）

第 8 条 草刈機運用に係る経費負担は次の各号による。

- （１）草刈機の貸出料は無料とする。
- （２）草刈機の燃料費は貸出時のみ市が負担する。

（借受団体の責務）

第 9 条 借受団体は草刈機の使用にあたり、次の各号の事項を厳守しなければならない。

- （１）騒音、安全対策、刈草等の散乱防止等に十分配慮すること。
- （２）草刈機の使用中の事故及び草刈機に異常が発生した場合は、直ちに使用を中止し、市に報告すること。
- （３）使用前に必ず草刈機の操作方法を確認し、使用に適さない箇所で作業したり、処理能力を超えて使用しないこと。

（借受団体登録の取消し）

第 10 条 借受団体に次の各号のいずれかに該当する事案が確認された場合は、市長は団体登録を取り消し、以降の貸出しはしないこととする。

- （１）貸出要綱に定められた内容に違反する行為及び虚偽申請があったとき。
- （２）貸出しすることが不適当と認められる行為があったとき。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。